

平成29年5月17日

平成29年千葉市教育委員会会議第5回定例会

千葉市教育委員会

千葉市教育委員会会議第5回定例会議事日程

平成29年5月17日(水)

午後2時開会

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会期の決定
- 4 議事日程の決定
- 5 報告事項
 - (1) 平成29年5月1日現在の児童生徒数について …… 1
[学事課]
- 6 議決事項
 - 議案第28号 千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正について …… 3
[学事課]
 - 議案第29号 平成30年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について …… 5
[教育指導課]
 - 議案第30号 平成30年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について …… 7
[教育指導課]
- 7 その他
- 8 閉 会

報告事項 (1)

平成29年5月1日現在の児童生徒数について

学校教育部学事課

1 児童生徒数について

千葉市立小中学校の児童生徒数について、毎年、文部科学省が行う学校基本調査に合わせて5月1日現在の数値を調査している（各小中学校からの報告を受けている）。調査の結果、平成29年5月1日現在の児童生徒数は、小学校で男子24,861人、女子23,674人の計48,535人であり、中学校では、男子12,285人、女子11,709人の計23,994人であった。

2 過去5年間の千葉市立小中学校児童生徒数の推移

(単位:人)

		H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
小 学 校	男	26,108	25,744	25,445	25,195	24,861
	女	24,929	24,774	24,412	24,123	23,674
	計	51,037	50,518	49,857	49,318	48,535
中 学 校	男	12,533	12,506	12,609	12,420	12,285
	女	12,025	12,005	11,956	11,882	11,709
	計	24,558	24,511	24,565	24,302	23,994

※平成29年度の詳細は、別紙参照

千葉市小中学校児童生徒数 (平成29年5月1日現在)

千葉市全体

小学校 (111校) (単位:人)

	全体						通常学級			特別支援学級(外数)		
	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女
	1年	7,740	3,999	3,741	7,658	3,946	3,712	82	53	29		
2年	7,831	3,994	3,837	7,713	3,913	3,800	118	81	37			
3年	8,137	4,204	3,933	8,019	4,118	3,901	118	86	32			
4年	8,309	4,219	4,090	8,174	4,121	4,053	135	98	37			
5年	8,316	4,257	4,059	8,201	4,177	4,024	115	80	35			
6年	8,202	4,188	4,014	8,089	4,109	3,980	113	79	34			
全校	48,535	24,861	23,674	47,854	24,384	23,470	681	477	204			

中学校 (55校) (単位:人)

	全体						通常学級			特別支援学級(外数)		
	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女
	1年	7,862	4,033	3,829	7,758	3,959	3,799	104	74	30		
2年	7,897	4,046	3,851	7,804	3,983	3,821	93	63	30			
3年	8,235	4,206	4,029	8,090	4,109	3,981	145	97	48			
全校	23,994	12,285	11,709	23,652	12,051	11,601	342	234	108			

議案第 28 号

千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正について

千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 5 月 17 日提出

千葉市教育委員会教育長 磯 野 和 美

千葉市教育委員会規則第 号

千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則（昭和 44 年千葉市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 千葉市立幕張西中学校の部千葉市立幕張南小学校の項中「若葉 1～3 丁目」を「若葉 1、2 丁目」に改め、千葉市立打瀬中学校の部千葉市立打瀬小学校の項に「若葉 3 丁目」を追加する。

附 則

この規則は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

若葉住宅地区（幕張南小・幕張西中学区）に建設予定の共同住宅の  
通学区域変更に伴う所要の改正を行うため、規則の一部を改正しよう  
とするものであります。

## 議案第29号

平成30年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について  
平成30年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について、  
次のとおり定めるものとする。

平成29年5月17日提出

千葉市教育委員会教育長 磯 野 和 美

### 1 採択対象教科用図書

- (1) 小学校用道徳科教科用図書（平成30年度使用）
- (2) 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（平成30年度使用）

### 2 採択期間

平成29年8月31日まで

### 3 採択方法

- (1) 千葉市教科用図書選定委員会設置要綱に基づき、教科用図書選定委員会及び専門調査員会を設置し、教科用図書に係る調査研究及び選定（以下「調査研究等」という）を行う。
- (2) 前記専門調査員会を組織する専門調査員は、教科用図書について識見を有する校長又は教員のうちから教育委員会が委嘱する。なお、十分な調査研究を行うため、所要の人数を委嘱するものとする。
- (3) 教科用図書選定委員会における調査研究等の報告を受け、教育委員会が、平成30年度使用教科用図書の採択を行う。

### 4 教科用図書の内容に関し、考慮すべき事項

平成30年度に市立義務教育諸学校において使用する教科用図書については、千葉県教育委員会の通知、「選定資料」及び「選定資料」作成の基本的観点をもとに、千葉市の児童生徒及び地域性への適合等を勘案し、採択を行う。

### 5 情報公開

採択の透明性及び公正確保の観点から、採択事務の終了する平成29年9月1日以降、採択に係る資料を公開する。

議 案 説 明

平成30年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について、  
千葉市教育委員会組織規則第8条第10号の規定により、議決を求め  
るものであります。

議案第30号

平成30年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について  
平成30年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について、次のとおり定めるものとする。

平成29年5月17日提出

千葉市教育委員会教育長 磯 野 和 美

1 採択対象教科用図書

高等学校用教科用図書（平成30年度使用）

2 採択期間

平成29年8月31日まで

3 採択方法

(1) 校長は、校内において研究会を開催するなど教科用図書の調査研究を行い、選定が慎重かつ公正に行われるようにする。

(2) 選定に当たっては、平成30年度使用教科書目録に登載されているもののうちから、文部科学省が収録した「教科書編集趣意書」等を活用し、十分な調査研究を行い、選定を行う。

(3) 校長の選定に基づき、教育委員会が平成30年度使用教科用図書の採択を行う。

4 教科用図書の内容に関し、考慮すべき事項

平成30年度に市立高等学校において使用する教科用図書については、千葉県教育委員会の通知等をもとに、地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の心身の発達段階及び特性を勘案する。

5 情報公開

採択の透明性及び公正確保の観点から、採択事務の終了する平成29年9月1日以降、採択に係る資料を公開する。

議 案 説 明

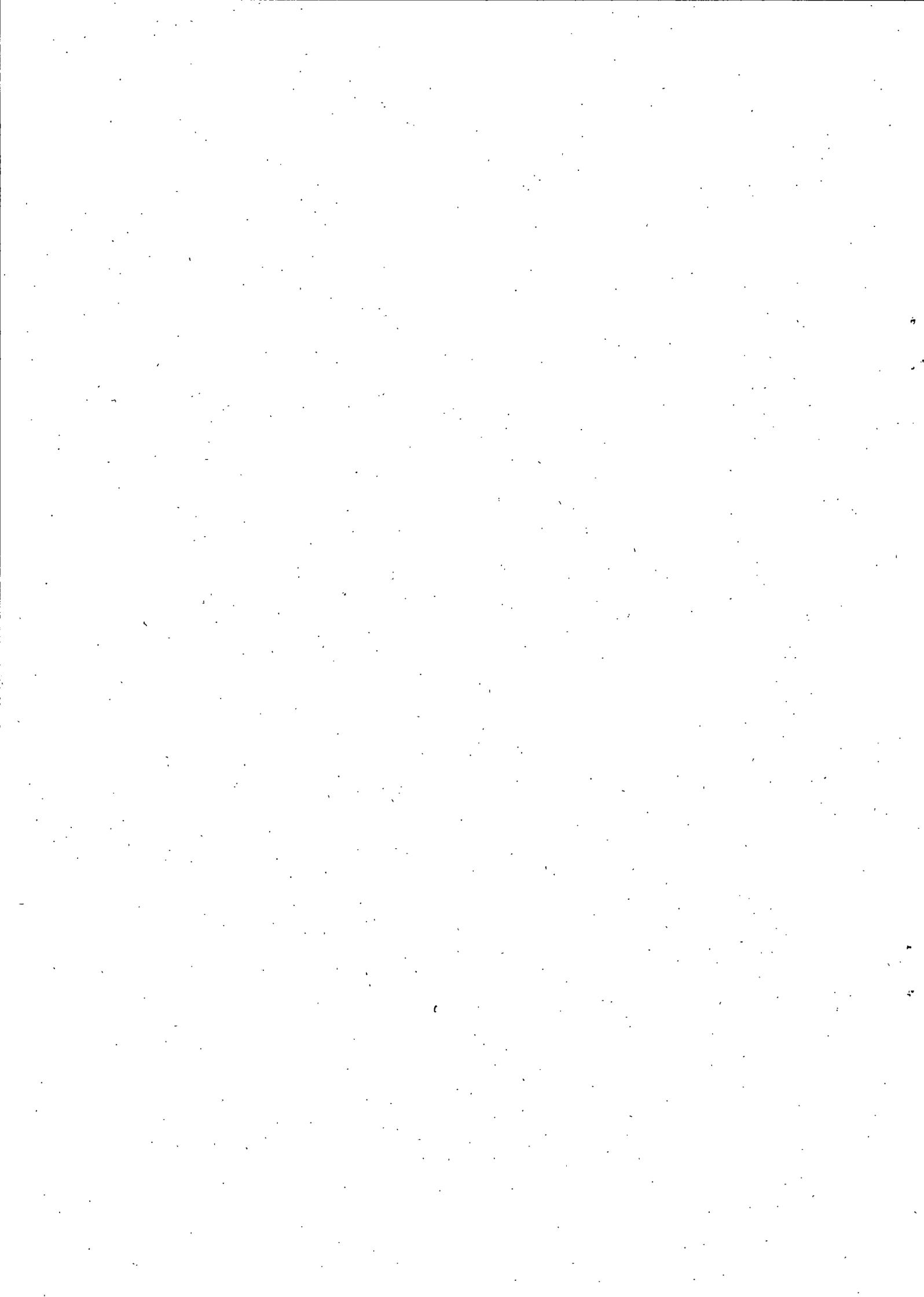
平成30年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について、千葉市教育委員会組織規則第8条第10号の規定により、議決を求めるものであります。

平成 29 年 5 月 17 日

平成 29 年千葉市教育委員会会議第 5 回定例会

[参考資料]

|             |       |   |
|-------------|-------|---|
| 議案第 28 号 関係 | ..... | 1 |
| 議案第 29 号 関係 | ..... | 5 |



新旧対照表（千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正）

| 改正前            |                     |                                                           | 改正後                                                                           |                     |                                                                       |
|----------------|---------------------|-----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 第1条～第3条 略      |                     |                                                           | 第1条～第3条 略                                                                     |                     |                                                                       |
| 別表第1           |                     |                                                           | 別表第1                                                                          |                     |                                                                       |
| 中学校区           | 小学校区                | 通学区域                                                      | 中学校区                                                                          | 小学校区                | 通学区域                                                                  |
| 略              | 略                   | 略                                                         | 略                                                                             | 略                   | 略                                                                     |
| 千葉市立<br>幕張西中学校 | 千葉市立<br>幕張西小学校      | 略                                                         | 千葉市立<br>幕張西中学校                                                                | 千葉市立<br>幕張西小学校      | 略                                                                     |
|                | 千葉市立<br>幕張南小学校      | 幕張町1～5丁目のうち国道<br>14号線の南西側の区域、若<br>葉1～3丁目、中瀬1丁目、<br>ひび野1丁目 |                                                                               | 千葉市立<br>幕張南小学校      | 幕張町1～5丁目のうち国道<br>14号線の南西側の区域、若<br>葉1、2丁目、中瀬1丁目、<br>ひび野1丁目             |
| 略              | 略                   | 略                                                         | 略                                                                             | 略                   | 略                                                                     |
| 千葉市立<br>打瀬中学校  | 千葉市立<br>打瀬小学校       | 打瀬1丁目の一部、2丁目の<br>一部、中瀬2丁目、ひび野2<br>丁目、豊砂、美浜、浜田2丁<br>目の一部   | 千葉市立<br>打瀬中学校                                                                 | 千葉市立<br>打瀬小学校       | 打瀬1丁目の一部、2丁目の<br>一部、中瀬2丁目、ひび野2<br>丁目、豊砂、美浜、浜田2丁<br>目の一部、 <u>若葉3丁目</u> |
|                | 千葉市立<br>海浜打瀬小<br>学校 | 略                                                         |                                                                               | 千葉市立<br>海浜打瀬小<br>学校 | 略                                                                     |
|                | 千葉市立<br>美浜打瀬小<br>学校 | 略                                                         |                                                                               | 千葉市立<br>美浜打瀬小<br>学校 | 略                                                                     |
| 略              | 略                   | 略                                                         | 略                                                                             | 略                   | 略                                                                     |
| 以下 略           |                     |                                                           | 以下 略                                                                          |                     |                                                                       |
|                |                     |                                                           | <p align="center"><u>附 則</u></p> <p align="center">この規則は、平成29年6月1日から施行する。</p> |                     |                                                                       |

## 幕張新都心若葉住宅地区の通学区域について

### 1 通学区域の設定（変更）

(1) 対象地域 千葉市美浜区若葉3丁目

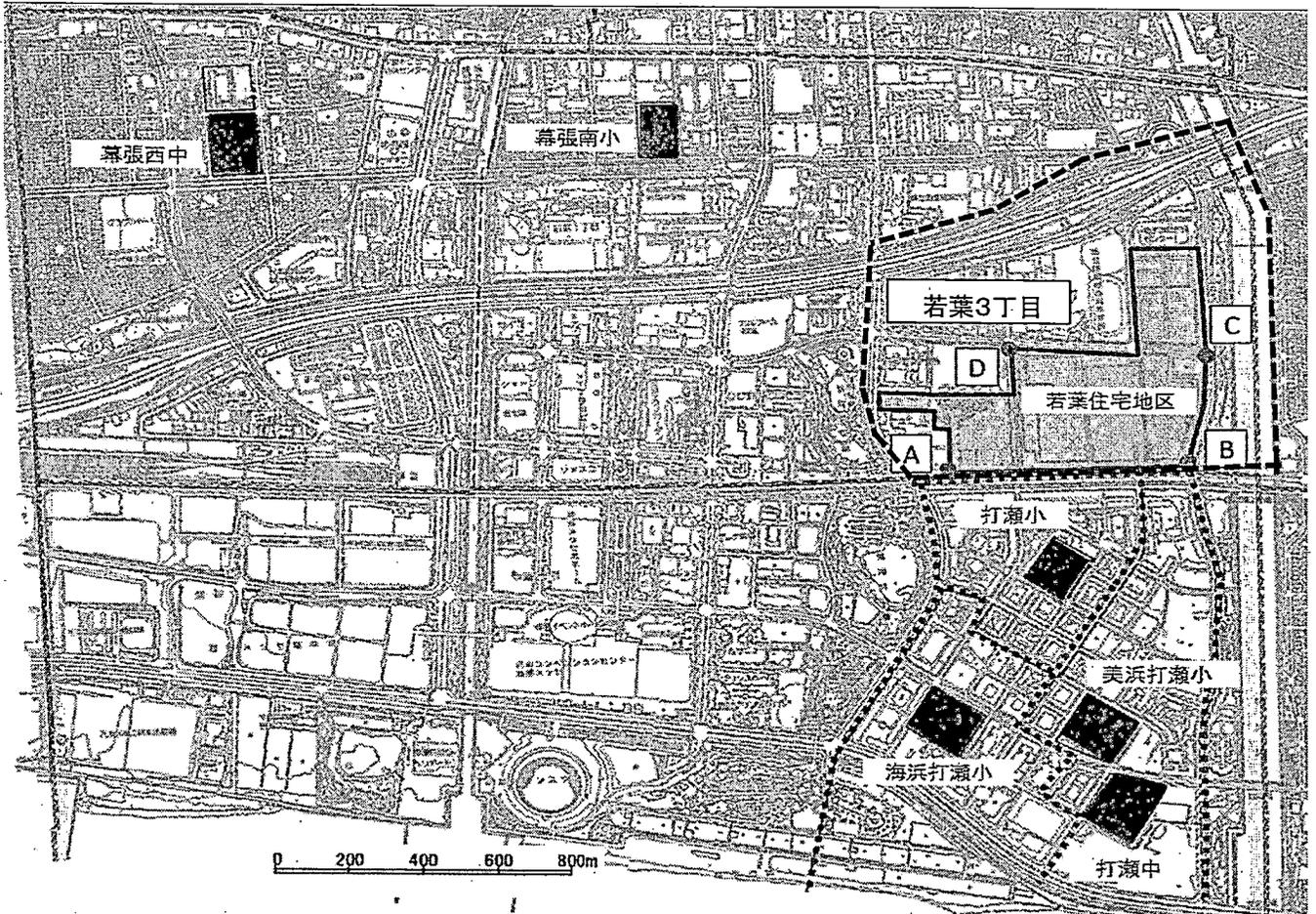
(2) 学区変更

|      | 変更前    | 変更後   |
|------|--------|-------|
| 小学校区 | 幕張南小学校 | 打瀬小学校 |
| 中学校区 | 幕張西中学校 | 打瀬中学校 |

(3) 実施時期 平成29年6月1日 通学区域に関する規則の一部改正

(4) 変更理由  
 通学路の安全、負担軽減  
 地域コミュニティの一体性

### 2 若葉住宅地区周辺位置図



【参考】若葉住宅地区(A～E地点)と各校の道のり及び成人徒歩による所要時間

| 小学校 | 幕張南小  |     | 打瀬小   |     | 中学校 | 幕張西中  |     | 打瀬中   |     |
|-----|-------|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-------|-----|
| A地点 | 1.7km | 21分 | 0.7km | 9分  | A地点 | 2.9km | 36分 | 1.5km | 19分 |
| B地点 | 2.3km | 29分 | 0.6km | 8分  | B地点 | 3.5km | 44分 | 1.2km | 15分 |
| C地点 | 2.0km | 25分 | 1.0km | 13分 | C地点 | 3.2km | 40分 | 1.5km | 19分 |
| D地点 | 1.5km | 19分 | 0.9km | 11分 | D地点 | 2.7km | 34分 | 1.7km | 21分 |

\* 歩行速度は、「不動産の表示に関する公正競争規約 施行規則」の大人の標準歩行速度80m(毎分)を引用

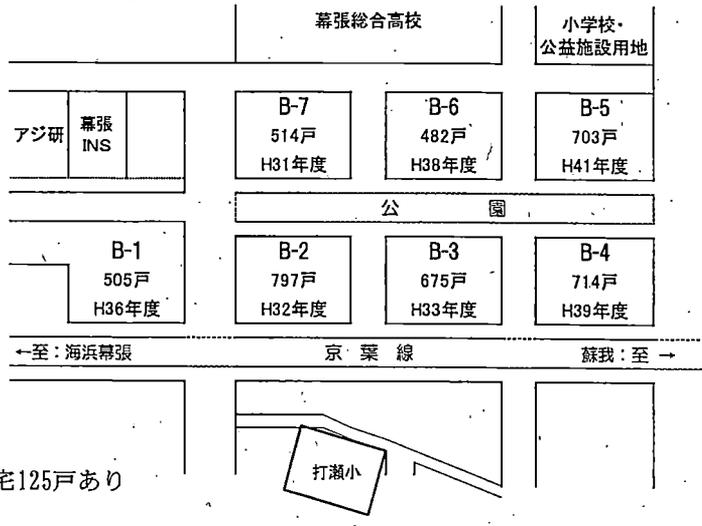
## 幕張新都心若葉住宅地区に係る小・中学校について

### 3. 住宅供給計画と児童生徒発生予想

区画別供給戸数

| 入居年度 | 戸数    | 街区  |
|------|-------|-----|
| H31  | 514   | B-7 |
| H32  | 797   | B-2 |
| H33  | 675   | B-3 |
| H34  | —     | —   |
| H35  | —     | —   |
| H36  | 505   | B-1 |
| H37  | —     | —   |
| H38  | 482   | B-6 |
| H39  | 714   | B-4 |
| H40  | —     | —   |
| H41  | 703   | B-5 |
| 合計   | 4,390 |     |

\*他に、サービス付高齢者向け住宅125戸あり



#### (1) 小学校

| 年度  | 31 | 32  | 33  | 34  | 35  | 36  | 37  | 38  | 39    | 40    | 41    | 42    | 43    | 44    | 45    | 46    | 47    | 48  |
|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 学級数 | 6  | 8   | 12  | 14  | 17  | 21  | 25  | 29  | 35    | 35    | 38    | 38    | 38    | 36    | 36    | 35    | 34    | 31  |
| 児童数 | 73 | 201 | 336 | 399 | 480 | 646 | 765 | 926 | 1,087 | 1,122 | 1,234 | 1,250 | 1,220 | 1,193 | 1,188 | 1,150 | 1,107 | 996 |

#### (2) 中学校

| 年度  | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36  | 37  | 38  | 39  | 40  | 41  | 42  | 43  | 44  | 45  | 46  | 47  | 48  |
|-----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 学級数 | 3  | 3  | 3  | 3  | 3  | 5   | 6   | 7   | 9   | 10  | 12  | 14  | 16  | 17  | 17  | 16  | 15  | 16  |
| 生徒数 | 21 | 56 | 88 | 92 | 95 | 130 | 157 | 208 | 274 | 314 | 394 | 464 | 544 | 600 | 601 | 562 | 526 | 538 |

### 4. 学区変更前の児童生徒数の推移（若葉住宅地区は含まない）

幕張南小

| 年度  | 26  | 27  | 28  | 29  | 30  | 31  | 32  | 33  | 34  |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 学級数 | 19  | 19  | 18  | 18  | 16  | 15  | 14  | 12  | 12  |
| 児童数 | 599 | 564 | 525 | 482 | 434 | 414 | 387 | 362 | 334 |

打瀬小

| 年度  | 26  | 27  | 28  | 29  | 30  | 31  | 32  | 33  | 34  |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 学級数 | 25  | 21  | 19  | 17  | 15  | 14  | 13  | 12  | 11  |
| 児童数 | 761 | 668 | 592 | 540 | 454 | 399 | 336 | 297 | 284 |

幕張西中

| 年度  | 26  | 27  | 28  | 29  | 30  | 31  | 32  | 33  | 34  | 35  | 36  | 37  | 38  | 39  | 40  |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 学級数 | 19  | 19  | 19  | 20  | 20  | 20  | 19  | 18  | 18  | 18  | 17  | 15  | 13  | 12  | 12  |
| 児童数 | 650 | 669 | 655 | 661 | 658 | 683 | 661 | 641 | 638 | 615 | 568 | 498 | 430 | 398 | 371 |

打瀬中

| 年度  | 26  | 27  | 28  | 29  | 30  | 31  | 32  | 33  | 34  | 35  | 36  | 37  | 38  | 39  | 40  |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 学級数 | 28  | 27  | 26  | 25  | 24  | 24  | 24  | 23  | 21  | 19  | 18  | 17  | 16  | 14  | 13  |
| 児童数 | 950 | 979 | 969 | 932 | 883 | 870 | 860 | 822 | 736 | 651 | 610 | 599 | 557 | 495 | 455 |

### 5. 学区変更後の児童生徒数の推移（若葉住宅地区を含む）

#### (1) 打瀬小学校

| 年度  | 26  | 27  | 28  | 29  | 30  | 31  | 32  | 33  | 34  |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 学級数 | 25  | 21  | 19  | 17  | 15  | 16  | 17  | 21  | 22  |
| 児童数 | 761 | 668 | 592 | 540 | 454 | 472 | 537 | 633 | 683 |

#### (2) 打瀬中学校

| 年度  | 26  | 27  | 28  | 29  | 30  | 31  | 32  | 33  | 34  | 35  | 36  | 37  | 38  | 39  | 40  |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 学級数 | 28  | 27  | 26  | 25  | 24  | 24  | 26  | 26  | 24  | 22  | 21  | 21  | 21  | 21  | 21  |
| 児童数 | 950 | 979 | 969 | 932 | 883 | 891 | 916 | 910 | 828 | 746 | 740 | 756 | 765 | 769 | 769 |

【凡例】 学級数・児童生徒数＝H26～28：実績、H29以降：推計値  
 発生数＝市内の直近5カ年の状況を基に算出 3

入学率＝H26～28年度平均値  
 〇＝適正規模（12～24学級）を超える学級数



教 指 第 3 4 号  
平成 2 9 年 4 月 7 日

各市町村教育委員会教育長 様

千葉県教育庁教育振興部指導課長  
(公印省略)

平成 3 0 年度使用教科書の採択事務処理について (通知)

このことについて、平成 2 9 年 3 月 2 8 日付け 2 8 初教科第 5 8 号で、文部科学省  
初等中等教育局教科書課長から別添写しのとおり通知がありました。

ついては、教科書採択に関して、事務処理が適正に執行されるよう御配慮願います。

担 当

千葉県教育庁教育振興部指導課  
教育課程室 佐久間圭一

電 話 0 4 3 - 2 2 3 - 4 0 5 9

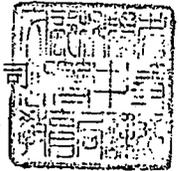
F A X 0 4 3 - 2 2 1 - 6 5 8 0



28初教科第58号  
平成29年3月28日

各都道府県教育委員会  
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局  
教科書課長 梶山 正司



(印影印刷)

平成30年度使用教科書の採択事務処理について(通知)

教科書採択の公正確保については、「教科書採択における公正確保の徹底等について」(平成29年3月28日付け28文科初第1789号文部科学省初等中等教育局長通知)において通知したところですが、円滑な採択事務処理については、下記事項にも十分留意いただくようお願いします。

なお、本通知は、貴教育委員会の教育長及び教育委員、知事部局を含む関係部署のほか、城内の市町村教育委員会並びに国立学校及び私立学校を含む全ての学校に対しても周知いただくようお願いします。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係  
電話 03(5253)4111 内線 2576

## 記

### 1 採択に当たっての留意事項について

#### (1) 小学校用教科書の採択について

平成 29 年度においては、新たに「特別の教科 道徳」の教科書の採択を行うこと。ただし、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 50 条第 2 項の規定により、「特別の教科 道徳」に代えて宗教を教育課程に編成する私立の小学校については、「特別の教科 道徳」の教科書の採択を行う必要はないこと。

なお、特別支援学校の小学部における視覚障害者用に、文部科学省著作教科書として新たに制作予定である「特別の教科 道徳」の点字教科書についても採択することが可能であること。

また、「特別の教科 道徳」以外の教科については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号。以下「無償措置法」という。）第 14 条の規定に基づき、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和 39 年文部省令第 2 号。以下「無償措置法施行規則」という。）第 6 条各号に掲げる場合を除いて、平成 28 年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

#### (2) 中学校用教科書の採択について

平成 29 年度においては、無償措置法第 14 条の規定に基づき、無償措置法施行規則第 6 条各号に掲げる場合を除いて、平成 28 年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

#### (3) 高等学校用教科書の採択について

現行の高等学校学習指導要領（平成 21 年文部科学省告示第 34 号。以下「平成 21 年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、「高等学校用教科書目録（平成 30 年度使用）」の第 1 部に掲載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

従前の高等学校学習指導要領（平成 11 年文部省告示第 58 号。以下「平成 11 年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第 2 部に掲載されている教科書のうちから採択すること。

#### (4) 学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書の採択について

① 学校教育法（昭和 23 年法律第 26 号）附則第 9 条の規定により特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級において使用する教科書以外の教科用図書（以下「特別支援学校・学級用一般図書」という。）の採択並びに同条の規定により高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において使用する教科書以外の教科用図書の採択に当たっては、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。

② 特別支援学校・学級用一般図書の採択に際しては、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を十分考慮すること。その上で、これら以外の図書

を採択することが適当である場合には、以下の（ア）から（オ）までの事項に、特に留意すること。

- （ア）児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）の図書が適切であること。
  - （イ）可能な限り体系的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切であること（特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書は適切ではない。）。
  - （ウ）上学年で使用する図書や、採択する他教科の図書との関連性も考慮すること。
  - （エ）価格については、前年度の実績を考慮するなどし、高額なものに偏ることのないようにすること。
  - （オ）別途送付している「平成 30 年度用一般図書一覧」（平成 29 年 3 月 6 日付け事務連絡参照）を参考にしつつ、それ以外の図書も含めて最も適切なものを採択すること。
- ③ 拡大教科書及び点字教科書のうちボランティア団体が作成するものについて、全分冊の一括供給が困難である場合においては、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能であることが必要であること。  
なお、分冊となっている一般図書や弱視児童生徒のための拡大教科書、点字教科書については、教科書と同様に分冊本を採択できるが、その供給については、教科書と同様の時期に一括して行われるものであること。
- ④ 特別支援学校・学級用一般図書を採択する場合には、採択した図書が支障なく供給されるよう図書の種類、発行部数及び発行者の所在地等について把握した上で、平成 29 年度中に供給可能であるかどうかを十分に確認しておくこと。  
なお、平成 30 年度用特別支援学校・学級用一般図書の需要数を取りまとめた後、改めて文部科学省から当該発行者に対し、供給が可能かどうか確認をすることになるため、その結果、絶版や在庫不足等の理由により、発行者が供給に応じられない場合もあることに留意すること。

#### （5）ユニバーサルデザインに関する配慮について

各教科書発行者においては、教科書のユニバーサルデザイン化に向けた取組が進められているところであり、教科書の採択に係る調査研究に当たっては、障害その他の特性の有無にかかわらず、児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても留意することが望ましいこと。

## 2 教科書見本の送付について

- （1）教科書見本の送付先と送付部数の上限は「教科書採択の公正確保について」（平成 29 年 3 月 28 日付け 28 文科初第 1790 号文部科学省初等中等教育局長通知）において教科書発行者に対して指導がなされているので参照すること。

- (2) 教科書発行者に対しては、採択事務に支障のないよう教科書見本を制作し次第、4月末日（教科書センターについては5月末日）までに送付するよう求めていること。
- (3) 高等学校用教科書見本については、各高等学校にも送付できることとしているが、翌年度以降の採択替えの際の調査研究に支障が生じないように、各学校において教科書見本の適切な保管・管理を行うよう努めること。

### 3 教科書展示会について

- (1) 教科書展示会は、教育関係者の教科書研究の便宜を図り、一般公開を通じて、地域住民等の多くの方々に教科書に触れていただくための取組であり、教科書展示会の開催に係る経費は、地方交付税で措置されていること。
- (2) 平成29年度においては、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第5条の規定に基づいて教科書展示会を14日間（法定展示期間）開催すること（「平成29年度における教科書展示会について」（平成29年3月6日付け28初教科第55号文部科学省初等中等教育局教科書課長通知）参照）。
- (3) 法定展示期間外であっても、教科書展示会を開催することは可能であり、法定展示期間の前後にも展示を行ったり、移動展示会や図書館や公民館等における展示を行うなど、広く地域住民の方々が、展示会に参加できるよう工夫すること。  
また、拡大教科書及び点字教科書や、学習障害やその他発達障害等により、教科書に一般的に使用されている文字等を認識することが困難な児童生徒向けに作成されている音声教材についても、教科書展示会等の機会を活用し、普及促進を図っていくことが望ましいこと。その際、平成27年3月に全国の教科書センターに配布したサンプル集や、平成29年1月に全国の都道府県教育委員会及び市町村教育委員会に配布したサンプル集を活用することも考えられること。
- (4) 都道府県教育委員会は、教科書展示会において、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を展示することができるが、その際、これらの図書の見本は、基本的には都道府県教育委員会が購入することが適切であること。
- (5) 各都道府県教育委員会は、教科書展示会の開催時期・場所等について、教育関係者はもとより、保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。なお、文部科学省ホームページにおいても、各都道府県教育委員会が開催する教科書展示会についての情報を公開することとしていること。
- (6) 教科書見本が送付されない場合を除いて、教科書展示会の出品教科書については、その取扱い上の差別をしてはならないこと。
- (7) 上記の教科書展示会に出品された教科書見本については、展示後1年間保存することとされていることに留意すること（翌年度使用教科書のみ）。

#### 4 需要数報告について

- (1) 需要数の報告は、文部科学大臣が教科書発行者に対して行う発行指示の基礎となる数を把握するためのものであり、都道府県教育委員会においては、国立学校及び私立学校分も含めて需要数の把握を適切に実施し、報告後に生じたやむを得ない事情による場合を除き、可能な限り正確な需要数を把握するものとする。
- (2) 都道府県教育委員会においては、市町村教育委員会等からの需要数の報告について、適切なスケジュール管理を行い、各都道府県教育委員会から文部科学大臣への需要数報告期限（9月16日）を遵守すること。
- (3) 需要数報告後の大幅な需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じさせることにもつながりかねないので、学校や学科の新設・廃止等、新たに採択する必要が生じた場合によるほかは、極力変更がないよう、正確な需要数の把握に努めること。  
なお、やむを得ない事情により需要数を変更する場合には、採択権者は都道府県教育委員会及び教科書取扱書店に、都道府県教育委員会は文部科学大臣に報告するとともに、教科書・一般書籍供給会社に連絡すること。また、この需要数報告の変更及び連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じないように、遅くとも教科書を使用することとなる年度の前年度の12月末までに行うこと。
- (4) 高等学校においては、平成21年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書と、平成11年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書は異なるので、需要数報告に当たっては混同することのないよう十分注意すること。
- (5) 特別支援学級・学校用一般図書及び教科用特定図書等の需要数報告については、別途送付する通知を参照すること（※教科用特定図書等：教科書に代えて使用する拡大教科書及び点字教科書）。
- (6) 昨年度と同様、必要とする児童生徒に音声教材を円滑に提供できるよう、障害のある児童生徒が使用する音声教材の需要数を把握するための調査を実施予定であること。なお、教科書関係事務主管課のみではなく、特別支援教育関係事務主管課とも連携を図り、音声教材の普及推進に積極的に取り組むこと。

#### 5 教科書センターについて

- (1) 教科書センターは、教科書を常時展示し、教科書の調査研究の便宜を図るとともに、保護者や地域住民等も利用することを目的として設けられた施設であること。
- (2) 教科書センターについては、新設、移転（住所表示の変更を含む。）、名称変更、廃止の場合又は既設の教科書センターにおいて展示する教科書の種類（小・中・高・特別支援学校）の変更があった場合には、その旨を文部科学省初等中等教育局教科書課に報告すること。  
報告の様式は任意であるが、教科書センターの名称、住所、設置場所、

電話番号，展示教科書の種類について，変更前と変更後のものが分かる形で示すとともに，変更後の都道府県内の教科書センターの一覧表及び変更についての簡単な理由を付記すること。

6 義務教育諸学校用教科書の採択地区の設定又は変更について

(1) 採択地区がより適切なものとなるよう，採択地区の設定又は変更に当たっては，各市町村教育委員会の意向等を踏まえるとともに，随時その状況を把握すること。

(2) 採択地区を設定し，又は変更したときは，無償措置法第 12 条第 3 項の規定に基づき，告示を行い，関係者に周知するとともに，文部科学大臣にその旨を速やかに報告すること。その際，以下の資料を添付すること。

① 採択地区変更に係る告示の写し

② 採択地区の区域及び名称を明示した地図（構成市町村の境界を点線で示すこと）

③ 採択地区変更に係る理由書

④ 変更前及び変更後の採択地区の名称及び構成市町村名等を対照する書類

(3) 採択地区の変更に際して，教科書の採択方法・給与の可否等に不明な点がある場合には，事前に文部科学省初等中等教育局教科書課まで相談すること。

7 小学校・中学校用教科書の今後の検定・採択のスケジュールについて

小学校については平成 32 年度から，中学校については平成 33 年度から，新しい学習指導要領が実施される予定となっており，平成 30 年度以降の採択事務処理の準備に当たっては，今後の検定・採択のスケジュールについての別記の表を参照すること。

以上

【別記】検定・採択の周期

| 年度（西暦） |      | 25     | 26     | 27     | 28     | 29     | 30     | 31     | 32     | 33     |
|--------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|        |      | (2013) | (2014) | (2015) | (2016) | (2017) | (2018) | (2019) | (2020) | (2021) |
| 小学校    | 検 定  | ◎      |        |        | ◆      | ◎      | ◎      |        |        |        |
|        | 採 択  |        | △      |        |        | ▲      | △      | △      |        |        |
|        | 使用開始 |        |        | ○      |        |        | ●      | ○      | ○      |        |
| 中学校    | 検 定  |        | ◎      |        |        | ◆      | ◎      | ◎      |        |        |
|        | 採 択  |        |        | △      |        |        | ▲      | △      | △      |        |
|        | 使用開始 |        |        |        | ○      |        |        | ●      | ○      | ○      |

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと）

◆：「特別の教科 道徳」の教科書の検定年度

▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 太線以降は、学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

※ 小学校における平成30年度，中学校における平成31年度においては、「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書についての採択が行われる。

教 指 第 6 6 号  
教 職 第 3 9 号  
平成29年4月12日

各市町村教育委員会教育長 様

千葉県教育委員会教育長  
(公印省略)

教科書採択における公正確保の徹底等について (通知)

このことについて、平成29年3月28日付け28文科初第1789号で、文部科学省初等中等教育局長から別添写しのとおり通知がありました。

これらのことを踏まえ、今後の教科書採択については、各採択地区協議会委員及び調査員等の委嘱・任命にあたり、当人に対し教科書の著作・編集に参加・協力等した者でないことを誓約した文書の提出を求めるなど、採択への関わりについて、いかなる疑念の目も向けられることのないよう、その公正性・透明性の確保に万全を期すようお願いいたします。

これらのことを踏まえ、教科書採択における公正確保の徹底等について、貴管下の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に周知願います。

なお、教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教員等の関与若しくは荷担の内容・程度によっては、地方公務員法の規定に違反することになり得ることに留意し、厳正な服務規律の保持について徹底するようお願いいたします。

担 当

千葉県教育庁教育振興部指導課  
教育課程室 佐久間圭一  
電 話 043-223-4059  
F A X 043-221-6580

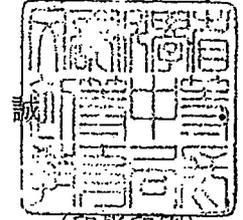
千葉県教育庁教育振興部教職員課  
管理室 工藤 秀昭  
電 話 043-223-4036  
F A X 043-201-1766



28文科初第1789号  
平成29年3月28日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長  
藤原



(印影印刷)

### 教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）

教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものであり、その採択については、公立学校において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会が、国立学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長が権限を有しています。

このため、教科書採択は、これらの採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります。

この点、昨年度来、採択関係者に対する検定申請本の内容の開示を伴う不適切な行為や、歳暮の贈答や教材の無償提供といった行為、さらには、従前より遵守を求めていた宣伝活動等に関するルールを逸脱する行為が、多くの教科書発行者において継続的に行われていたことが明らかとなりました。

さらには、これらの行為の対象となった者の中に、教育委員会関係者や調査員等として教科書採択に関与する立場にあった者が含まれており、その結果、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせ、教科書に対する信頼を大きく揺るがす事態に至ったことについては、非常に遺憾であります。

一連の問題の反省に立った上で、教科書発行者においては、業界団体である一般社団法人教科書協会が中心となり、「教科書発行者行動規範」を制定し、信頼回復に向けた取組を進めているところですが、教科書採択の公正確保のためには、教育委員会をはじめとする採択権者等における取組が不可欠であることは言うまでもありません。

このため、平成28年度における教科書採択の状況調査の結果（別添資料）も踏まえ、教科書採択に当たって、特に留意すべき事項を下記のとおり通知しますので、貴教育委員会の委員及び知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立学校及び私立学校を含む全ての学校、教員等その他の関係者に対して周知いたかくとともに、これらの関係者と密に連携の上、平成29年度を含めて今後の教科書採択にいかなる疑惑の目も向けられないことのないよう、教科書採択の公正確保の徹底に万全を期すようお願いいたします。

## 1. 教科書採択の公正確保の徹底について

### (1) 教科用図書選定審議会の委員又は調査員等の選任について

- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号。以下「無償措置法」という。）第 11 条の規定により各都道府県に置かれる教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和 39 年政令第 14 号。以下「無償措置法施行令」という。）第 9 条第 2 項の規定により、教科書採択に直接の利害関係を有する者は委員となることができないとされているが、各教育委員会や学校等において教科書の調査研究を行う調査員等についても、教科書採択に直接の利害関係を有する者を選任することは不相当であること。

また、教科書採択に直接の利害関係を有しないまでも、教科書発行者から個別に協力ないしは意見聴取の依頼を受け、著作・編集活動に一定の関与を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者を、選定審議会の委員又は調査員等として選任することは適当ではないこと。

- このため、選定審議会の委員や調査員等の選任及びこれらの者が行う具体の審議や調査研究に当たっては、各教育委員会等における関係部署とも連携し、教科書発行者との関係について聴取又は自己申告を求めるとした上で、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

また、教科書発行者との関係について、一義的には、採択権者（公立学校において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会、国立学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長をいう。以下同じ。）において把握すべきものではあるが、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、4 月末を目途に、平成 28 年度に検定を経た教科書の編著作者及び編集協力者に関する情報を取りまとめたものを、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対しては、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめたものを送付する予定であるため、必要に応じてこれらの情報も参照すること。

※ これらの情報のうち従来より公開の対象としている教科書の編著作者及び編集協力者の「氏名」、「職業・勤務先」、「専門分野」及び「担当箇所・役割」以外の情報については、教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないようにすることを目的として提供するものであり、それ以外の目的への利用は認められていないことに留意すること。

※ このほか、教科書発行者が負担した交通費・宿泊費、飲食費その他の費用についても、本人からの申告によっては不明確な点等がある場合には、必要に応じて教科書発行者に問い合わせを行うこと。

## (2) 教科書見本の取扱いについて

(採択期間における教科書見本の取扱い)

- 教科書発行者から各教育委員会等に送付することができる教科書見本の種類及び部数の上限については、毎年度、文部科学省から教科書発行者に通知しており、それを超える教科書見本の送付、又は採択関係者(教育委員会関係者又は校長若しくは教員を含む全ての学校関係者その他教科書採択に関与し得る全ての者をいう。以下同じ。)に対する献本若しくは貸与は認められていないこと。

この点、平成 28 年度において、多くの教科書発行者が、従前より継続的に教科書見本の不適切な取扱いを行っていたことが明らかとなり、該当の教科書発行者に対して改善を求めたところであるが、教科書発行者からはそれらの行為の中には採択関係者からの求めに応じて行われた例もあるとの報告を受けていることから、今後、採択関係者から教科書発行者に対して、教科書見本の献本又は貸与を求めることのないようくれぐれも留意すること。

- 平成 29 年度においては、このような状況がありつつも、教科書協会からの要望も踏まえて、採択権者による調査研究等に支障が生じないように、教科書見本の取扱いを見直したところであり、域内の市町村教育委員会並びに国立学校及び私立学校を含む全ての学校・教員等への周知に努めること(平成 29 年度における教科書見本の取扱いの詳細については、別添「教科書採択の公正確保について」(平成 28 年 3 月 28 日付け 28 文科初第 1790 号初等中等教育局長通知)を参照のこと。)

また、高等学校の分校若しくは学科への教科書見本の送付又は平成 27 年度以前に検定を経た教科書の見本の送付を希望する場合等、一定の場合には、採択権者から教科書発行者に教科書見本の追加送付を求めることを許容しているため、これらの運用上のルールについて明確にしておくとともに、当該ルールを教科書協会を通じて教科書発行者に予め示しておくことが望ましいこと。

※ 教科書見本の追加送付について、採択権者の判断により、具体的手続を学校長に委任することも差し支えないが、その場合には、事前又は事後に報告を義務付ける等により適切に状況を把握することができる措置を講じること。

- このほか、採択期間における教科書見本の取扱いについて特に留意すべき事項は下記のとおり。

- ・ 教科書見本は、教科書の調査研究等を行うために不可欠なものである一方で、教科書発行者による教科書見本の送付は、教科書採択の勧誘を目的としたものであるとの認識に立った上で、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つこと。
- ・ 教科書発行者から上限に満たない部数の教科書見本の送付があった場合に、当該教科書発行者に追加送付を求めることは差し支えないが、教科書見本の送付は、教科書発行者の判断に委ねられるものであることに留意し、無理な送付を求めることのないようにすること。
- ・ 平成 27 年度以前に検定を経た教科書の見本についても、採択権者から教科書発行者に送付を求めることを許容しているが、その趣旨は、

教科書採択に当たっての調査研究等の用に供するためであることに留意し、当該年度あるいは次年度以降の授業等の用に供することを目的として教科書発行者に送付を求めることのないよう注意すること。

特に複数の市町村から構成される採択地区においては、教科書発行者から送付があった教科書見本の部数が過多となることも考えられるため、その場合に、教科書発行者に教科書見本の引取りを求めることは差し支えないこと。

ただし、その取扱いについては教科書発行者間の公平性の観点に配慮することが必要であり、特定の教科書発行者の教科書見本のみ引取りを求めることは適切ではないこと。

教科書見本と併せて又は個別に、内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取ることは差し支えないが、その際には、資料の名称を問わず、教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることにくれぐれも注意すること。

#### (採択期間終了後における教科書見本の取扱い)

○ 義務教育諸学校用教科書(平成29年度に新たに採択したものに限る。)について、各学校における翌年度の授業研究や教材研究等のために、採択期間(本通知の発出の日から、都道府県教育委員会から文部科学省への教科書需要数の報告期限である9月16日までの期間をいう。以下同じ。)終了後に、教育委員会がその所管する学校の希望を取りまとめた上で、採択した教科書見本の献本について、教科書発行者に任意の協力を求めることは差し支えないこと。ただし、その部数については、当該教育委員会が所管する学校数を上限とすること。

また、採択期間において、明示的であると否とを問わず、教科書発行者に対して採択期間終了後に教科書見本を献本するよう求める行為又は教科書見本の献本と教科書採択を関連付ける行為(それとの疑念を生じさせる行為を含む。)は厳に慎むこと。

○ 高等学校用教科書については、各高等学校等に教科書見本が送付されていることから、原則として送付は認められていないが、通信制課程を置く高等学校等の協力校等における翌年度の授業研究や教材研究等の用に供するために、当該高等学校等において使用する教科書の採択権者から個別に教科書見本の献本を求めることは差し支えないこと。ただし、献本を求める部数については、当該採択権者が教科書採択の権限を有する通信制課程を置く高等学校等の数を上限とすること。

#### (3) 過大な宣伝活動等への対処について

○ 採択期間においても、教科書発行者が、採択関係者に対して自らが発行しようとする教科書の宣伝活動を行うことに特段の問題はないが、その宣伝活動により、採択権者の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、文部科学省から各教科書発行者に対しては、過大な宣伝活動等を慎むよう指導を行うとともに、教科書協会においても各会員に対して教科書発行者行動規範の遵守を求めているところである。

- このため、各教育委員会等においても、これらを十分に踏まえ、域内の学校とも情報共有をはじめ密に連携した上で、事前に適切な措置を講ずること。その際、文部科学省の指導や教科書発行者行動規範等に違反する行為について、教科書発行者に求めることのないようにすることはもとより、教科書発行者からそういった申出があった場合には明確に断るよう関係者への周知を徹底すること。
  - 教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。  
教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること。
  - 都道府県教育委員会は、外部からの働きかけについて域内における状況を適切に把握し、過大な宣伝活動その他外部からの不当な働きかけにより公正かつ適正な教科書採択に問題が生じていると考えられる場合には、各市町村教育委員会・学校等において適切な措置を講ずるよう指導するとともに、速やかに文部科学省に報告すること。  
また、仮に、円滑な採択事務に支障を来すような事態が生じた場合や不当な働きかけがあった場合には、警察等の関係機関とも連携を図りながら、毅然とした対応を取ること。
  - 文部科学省から教科書発行者に対しては、宣伝活動の過熱を防止するため、採択期間においては、教科書発行者（教科書の編著者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的に関係する者を含む。）において、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等を主催しないよう、また、開催に関与することのないよう指導しているところであり、各教育委員会・学校等においてもその趣旨を理解した上で、適切に対応すること。  
この点、平成29年度においては、平成30年度から新たに使用が開始される小学校「特別の教科 道徳」の教科書に関し、教科書協会が教育委員会等を対象として合同説明会を開催することとしているが、このほか、当該合同説明会以後に、採択権者が、教科書発行者間の公平性を確保した上で、教育委員会関係者等の教科書採択に携わる者に説明を求める機会を設けることを妨げるものではないが、その際には、教科書発行者に過度な負担とならないよう、都道府県教育委員会による開催が望ましいこと。また、不参加の教科書発行者が発行する教科書について、不参加であることのみをもって、採択しないこととする取扱いを行うなどにより、事実上、参加を強制することは適当ではないこと。
- ※ 「教科書に関する説明会、講習会又は研修会等」とは、関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者又は教科書の編著者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたものを含み、2以上の学校の教員等を対象としたものを想定しているが、疑義がある場合には、文部科学省に問い合わせ願いたい。

#### (4) 検定申請本の取扱いについて

- 検定申請本は行政処分の対象であり、教科書発行者に対して、その内容について厳格な情報管理を求めていることから、教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にそれと同視され得る活動を含む。）に使用することは一切認められていないものであり、その旨を、教科書検定制度の意義・役割とともに、全ての学校・教員等への周知を徹底すること。
- 上述のとおり、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、4月末を目途に、教科書の編著者及び編集協力者に関する情報を取りまとめたものを、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対しては、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめたものを送付する予定であるが、これらの者については、検定期間中に検定申請本若しくはその内容の一部を了知し、又は特定の教科書発行者と関係を有するものであることから、これらの者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

#### (5) 教科書発行者との関係について

- 質の高い教科書の実現のためには、日々の授業実践を通じて得られた教員等の意見を反映することが必要不可欠であり、教科書の著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教員等から意見を聴取することは、大きな意義を有するものであること。また、教員等が行う授業研究や教材研究等の効果的な実施に当たっては、教科書発行者が有する知見を活用することも必要となると考えられること。
- 一方で、仮に教員等と教科書発行者の認識が教科書の著作・編集活動あるいは授業研究や教材研究等の一環であったとしても、一般の国民ないしは地域住民等から見れば、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものと受け止められかねないことから、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つよう、全ての学校・教員等に対して指導を徹底すること。具体的には、
  - ・ 教員等が適正な労務に対する対価として金銭等を受け取る場合について、場合によっては受け取らない場合も含めて、その可否・手続等について条例・規則等において定めるとともに、教員等に対して、法令のほかそれらの条例・規則等に従う必要がある旨を周知すること
  - ・ 服務監督権者において、事前・事後を問わず、教員等からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行うこと
  - ・ 教員等が、法令等に違反して、教科書発行者による不適切な行為に関与し、又は荷担した場合には、当該教員等に対して、懲戒処分も含めて厳正に対処すること等が考えられる。

特に、教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教員等の関与若しくは荷担の内容・程度によっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第33条（信用失墜行為の禁止）又は第38条（営利企業への従事等の制限）の規定に違反することにもなり得ることに留意すること。

## (6) 文部科学省への情報提供について

- 本通知及び教科書発行者行動規範に違反する行為をはじめとして、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、速やかにその所属する教育委員会・学校等に対して報告すべき旨を、全ての教員等に対して指導すること。  
また、報告を受けた教育委員会・学校等にあつては、その行為が教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものである場合には、都道府県教育委員会を通じて、文部科学省に速やかに情報提供を行うこと。
- 文部科学省においては、都道府県教育委員会あるいは教科書発行者等からの情報に基づいて、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、教科書発行者名を含めて文部科学省ホームページ等において公表する予定としており、各教育委員会等においても、域内で確認された教科書発行者による不適切な行為について、教科書採択に携わる関係者において共有するとともに、当該行為の内容に応じて公表することも検討すること。

## 2. 教科書採択方法の改善について

### (1) 採択権者の権限と責任について

- 教科書の採択に当たっては、国公立を問わず、教員等の投票によって決定されるようなことはもとより、十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定されたり、事実上、一部の特定の教員のみによって決定されたりするなど、採択権者の責任が不明確になることがないように、採択手続の適正化に努めること。
- 公立学校において使用する教科書の採択権限は教育委員会が有しており、教育長及び委員の人数分の教科書見本が送付されることになっているが、教育長及び委員への教科書見本の提供状況に関する調査結果（別添資料参照）を見ると、必ずしも教科書見本が十分に活用されているとは言い難いこと。  
このため、教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるような環境を整えることが必要であり、教育長及び委員に適切に教科書見本が提供されないことはもちろん、教科書採択に係る会議における配布資料としてだけしか活用されないことも不十分であること。
- 公立の高等学校並びに公立の中等教育学校及び併設型中学校において使用する教科書については学校ごとに異なる教科書を採択することが可能であり、採択に当たっては各学校の希望を聴取することが通例となっているが、これらの学校において使用する教科書についても採択権限は教育委員会が有するものであり、単に各学校の意向に任せて採択を行うようなことがないように、採択権者としての責務を適切に果たすこと。  
この観点から、これらの学校において使用する教科書の採択に際して、各学校から希望を聴取する場合には、事前に各都道府県又は市町村の教

育目標等を踏まえた教科書採択の基準となるべきものを各学校に示した上で、各学校の希望を聴取し、当該聴取結果を踏まえて、教育委員会において審査を行うことが適切であること。

- 都道府県教育委員会においては、無償措置法第 10 条の規定により、域内の市町村教育委員会並びに国立学校及び私立学校の学校長が行う教科書採択に関する事務について指導、助言及び援助を行わなければならないこととされており、適切にその責務を果たすことが必要であること。

## (2) 教科書の調査研究の充実について

- 市町村教育委員会並びに国立学校及び私立学校において教科書の調査研究の期間が十分に確保できるよう、文部科学省としても、調査研究に使用する教科書見本が遅滞なく送付されるよう教科書発行者に対して要請するとともに、円滑な需要数集計のためにシステム及びその運用を改善するなどの取組に引き続き努めることとしており、都道府県教育委員会においても、市町村教育委員会等による需要数の報告の期限を更に遅くするなど、採択スケジュールについて不断の見直しを行うこと。
- 教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を選任し、各教科等ごとに適切な数配置するなど体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めること。その際、より幅広い視点からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実に努めること。  
調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、その資料及び評定について十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、当該評定に拘束力があるかのような取扱いを行うことにより、採択権者の責任が不明確になることがないように留意すること。
- 文部科学省から教科書発行者に対しては、調査研究をはじめとする採択事務に支障の生じないように、可能な限り漏れなく教科書見本を送付するよう配慮を求めているところであるが、教科書発行者の判断により、教科書見本が送付されない又は調査研究に足る十分な部数が送付されない場合には、その範囲内で調査研究を行うこととして差し支えないこと。

## (3) 教科書の採択期限について

- 義務教育諸学校において使用する教科書の採択については、無償措置法施行令第 14 条第 1 項の規定により、当該教科書が使用される年度の前年度の 8 月 31 日までに行わなければならないとされていること。
- 高等学校等において使用する教科書については、法令上、採択期限は定められていないが、都道府県教育委員会から文部科学省に 9 月 16 日までに教科書需要数の報告をしなければならないとされていることを踏まえ、都道府県教育委員会において適切にスケジュール管理を行うこと。

#### (4) 同一の教科書の採択期間について

- 義務教育諸学校において使用する教科書については、無償措置法施行令第15条第1項の規定により、基本的に同一の教科書を4年間採択しなければならないとされていること。
- その特例として、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号。以下「無償措置法施行規則」という。）第6条各号に掲げる場合には、上記にかかわらず異なる教科書を採択することができることとされているが、それ以外の場合においては、採択替えを行うことはできないこと。  
また、平成32年度から新しい小学校学習指導要領が実施される予定であるが、その場合には、平成29年度に新たに採択されることとなる小学校「特別の教科 道徳」の教科書に関しては、無償措置法施行令第15条第2項及び第3項の規定に基づいて、平成29年度及び平成30年度の2年間同一の教科書を採択しなければならないこととなること。  
※ 新しい学習指導要領と教科書採択との関係については、追って通知する教科書課長通知を参照のこと。

#### (5) 教科書採択に関する情報の公表について

- 教科書採択の結果及びその理由等の公表に関し、義務教育諸学校については、無償措置法第15条の規定により、採択権者である教育委員会並びに国立学校及び私立学校の学校長に努力義務が課されているところであり、採択権者においては、引き続き、採択結果及びその理由をはじめとする教科書採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが求められること。  
また、既に公表を行っている採択権者においても、保護者や地域住民等が容易にその情報を得ることができるよう、公表の時期・方法等について不断の改善を図ること。
- 高等学校等において使用する教科書についても、採択結果及びその理由等の公表状況に関する調査結果（別添資料参照）を踏まえると、その公表状況は必ずしも十分とはいえないことから、義務教育諸学校において使用する教科書に準じてその採択結果及びその理由等の公表に努めるなどにより、採択権者である教育委員会や学校長は、説明責任を果たすことが求められること。

### 3. 平成29年度の教科書採択における留意事項について

平成29年度における教科書採択については、上記のほか下記事項を踏まえた上で、採択権者の判断と責任により適切に行うこと。

#### (1) 義務教育諸学校用教科書について

- 平成29年度においては、小学校「特別の教科 道徳」の教科書について新たに採択を行うこととなるが、それ以外の教科書については、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条の規定により、特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級において教科書以外の教科

用図書を使用する場合を除き、基本的に平成 28 年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

- ただし、上記にかかわらず、無償措置法施行規則第 6 条第各号に掲げる場合には、平成 28 年度に採択した教科書と異なる教科書を採択することができること。また、その場合には、教科書発行者に対して、調査研究等に必要な部数の教科書見本の送付を求めても差し支えないこと。

(2) 高等学校用教科書について

平成 29 年度においては、学校教育法附則第 9 条の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する高等学校用教科書目録（平成 30 年度使用）に登載されている教科書のうちから平成 30 年度に使用する教科書を採択しなければならないこと。

(3) 学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書について

特別支援学校、特別支援学級及び高等学校等においては、学校教育法附則第 9 条の規定により、教科書目録に登載されている教科書以外の教科用図書を採択することができること。

(4) その他

平成 29 年度においては、小学校用教科書、中学校用教科書（特別の教科 道徳）及び高等学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるため、申請受理種目及び期間を確認の上、教員等と教科書発行者との関係に特に留意すること。

【参考】 平成 29 年度における検定申請受理種目及び期間について

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoukasho/kentei/1369049.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kentei/1369049.htm)

※ 採択権者等における翌年度の採択事務の準備等の便宜のために、義務教育諸学校用教科書の検定申請の有無について、受理期間終了後に情報提供する予定であるため、予め承知願いたい。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係  
電話 03 (5253) 4111 内線 2576

5月17日

